

—株式会社かんぽ生命保険—

申込書OCRシステムの保守契約において、今後使用する見込みのない機器を引き続き保守の対象としていたり、仕様書どおりに実施されていない定期点検に係る費用を保守費に含めていたりしていたため、**支払額が過大**

1 件 不当金額(支出) 4 1 7 7 万円

1 契約等の概要

株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）は、支店等が取り扱った生命保険契約の申込書等の事務処理等を行うために、仙台、東京、岐阜、京都、福岡各サービスセンター（以下、これらを「5センター」といい、サービスセンターを「センター」という。）を設置している。

かんぽ生命本社（以下「本社」という。）は、上記の申込書等に記載された文字を光学的に読み取ることによりデータ入力等を行うためのシステム（以下「申込書OCRシステム」という。）の購入及び保守契約を、平成20年6月に、一般競争契約により、東芝ソリューション株式会社（以下「TSOL」という。）と契約金額1,121,925,000円で締結し、機器を5センターに設置している。

仕様書等によれば、TSOLは、毎年、所定の回数以上の定期点検を実施することなどとされ、その際に、保守を実施した機器の内訳や機器ごとの作業内容等を記載した保守等報告書を作成して各センターの検査社員に提出することとされている。そして、検査社員が同報告書の記載内容について確認した上で記名・押印した後に、TSOLは同報告書を本社に提出し、検査を受けて承認を得ることとされている。本社は当該承認後に、代金の支払請求を受けて、毎月の定額の保守費を支払うこととなっており、20年9月から26年3月までの期間に係る保守費として、計516,851,611円をTSOLに支払っている。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア かんぽ生命は、22年10月以降、申込書OCRシステムとは別に、申込書等をスキャナーで取り込んで審査を行うなどする新契約システムを導入し、新規の申込書のデータ入力のほとんどは新契約システムを利用して行われていた。このため、岐阜、京都、福岡各センターは、一部の機器を今後使用する見込みがなくなったため撤去して、各センター内の倉庫等に保管していた。しかし、本社は、これらの機器を保守の対象から除外することなどについてTSOLと何ら協議しないまま、引き続きこれらの機器に係る保守費を支払っていた。

イ 5センターは本社から保守に係る仕様書の内容を通知されておらず、5センターの検査社員は、定期点検の対象となる機器の内訳を把握しないまま検収を了したとして、TSOLから提出された前記の保守等報告書に記名・押印していた。一方、本社は、毎月、TSOLから、仕様書に定められた前記の内容等が記載されていない簡易な報告書の提出しか受けておらず、これに基づき検査を実施したとして、機器ごとの定期点検の実施状況を確認しないまま承認していた。これらのことから、5センターにおいて使用している機器について、定期点検の実施回数が仕様書で定められた所定の回数を下回っていた機器があったが、これらの機器に係る保守費をTSOLに支払っていた。

したがって、今後使用する見込みのない機器に係る保守費及び仕様書どおりに実施されていない定期点検に係る費用を除いて、適切な保守費の支払額を算定すると計475,078,711円となり、前記の支払額との差額計41,772,900円が過大に支払われていて、不当と認められる。